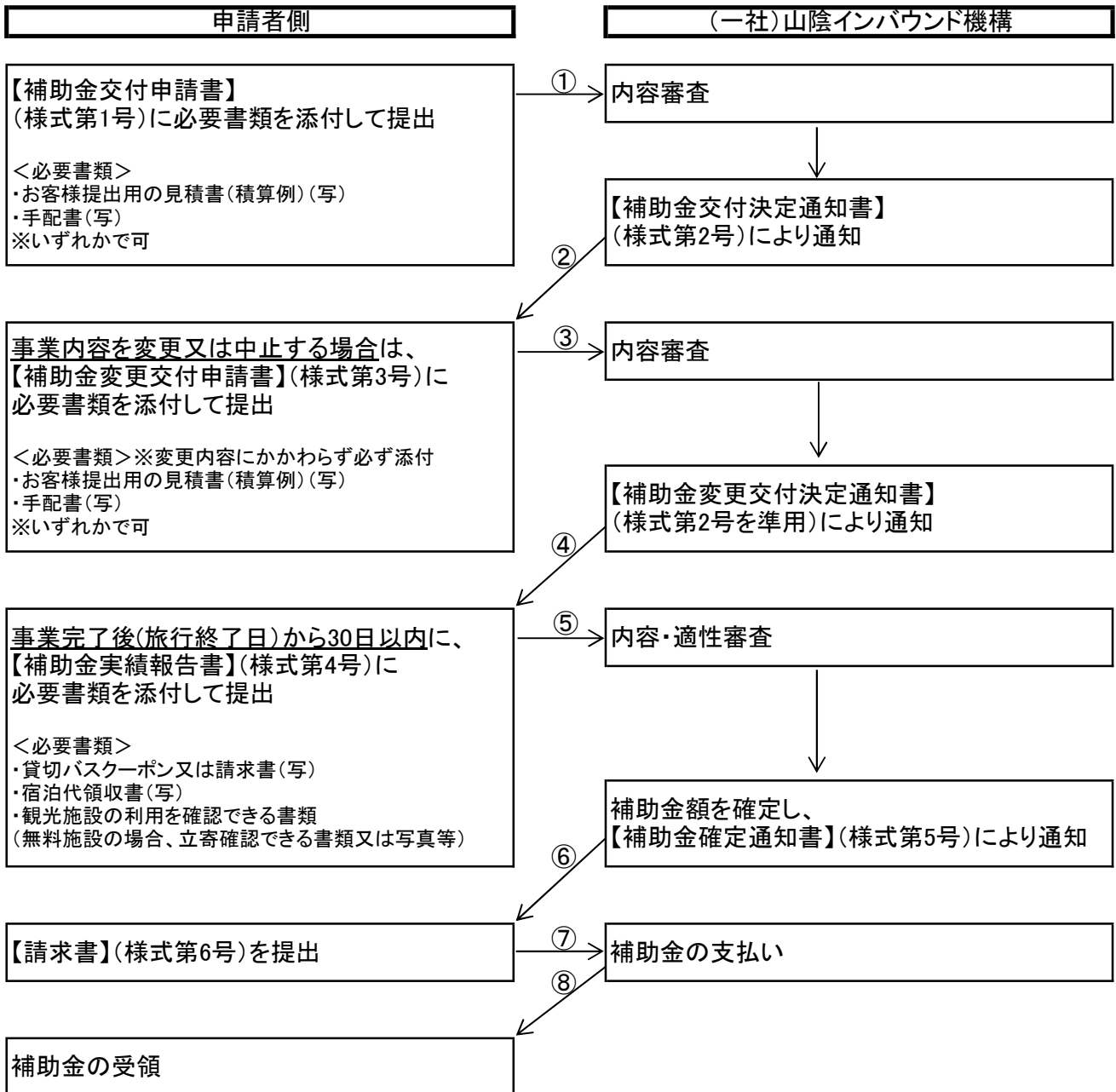


団体バスで巡る山陰周遊旅行商品造成支援事業費補助金交付の流れ

2017年11月



注意事項

- 各様式の申請者・捺印は以下の通りとします。
 - ・申請者 = 代表者(個所長) ※担当者名は不可
 - ・捺印 = 代表者の公印 ※個人印は不可
- 様式第2号により補助金交付決定通知を受けた後、又は様式第5号により補助金額確定通知を受けた後、社名、住所、代表者職名・氏名等の申請者情報に変更があった場合は、「変更届」を提出してください。様式はHPに掲載します。
- 交付決定後であっても、期日までに実績報告書等の必要書類が提出されない場合は、補助金の交付をお断りすることがありますのでご注意ください。